別表三の二付表一　記載要領

この表は、法第67条第1項（特定同族会社の特別税率）に規定する特定同族会社に該当する連結親法人が法第81条の13（連結特定同族会社の特別税率）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表三の二付表一　連結特定同族会社の連結留保金額から控除する連結留保控除額の計算に関する明細書

連結事業年度	・・	法人名	

				円
積立金基準額の計算	連結親法人の期末資本金の額又は出資金の額		1	
	同上の25％相当額		2	
	期首連結利益積立金額（別表五の二(一)「20の①」）－（別表三の二「12」）		3	
	期中増減	適格合併等により増加した連結利益積立金額	4	
		適格分割型分割等により減少した連結利益積立金額	5	
	期末連結利益積立金額 (3)＋(4)－(5)		6	
	積立金基準額 (2)－(6)		7	
定額基準額 2,000万円 × 12/12			8	
所得基準額の計算	連結所得金額（別表四の二「56の①」）		9	
	非適格合併による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額（別表四の二「45」）		10	
	外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入額（別表三の二付表三「13」の合計額）		11	
	受贈益の益金不算入額（別表四の二「9」）		12	
	受取配当等の益金不算入額（別表八の二「14」から連結法人間配当等の額に係る金額を除いた金額）		13	
	法人税額の還付金等（過誤納及び中間納付額に係る還付金を除く。）（別表四の二「22」＋「25」）		14	

			円
所得基準額の計算	連結欠損金等の当期控除額（別表七の二「3の計」又は「16」）	15	
	被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額（別表四の二「7」）	16	
	連結中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額（別表四の二「44」）	17	
	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額（別表三の二付表三「21」の合計額）	18	
	対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る連結所得の金額の損金算入額（別表三の二付表三「22」の合計額）	19	
	対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る連結所得の金額の益金算入額（別表三の二付表三「23」の合計額）	20	
	沖縄の認定法人の連結所得の特別控除額（別表十の二(一)「14」＋「16」＋「17」）	21	
	国家戦略特別区域における指定法人の連結所得の特別控除額（別表三の二付表三「25」の合計額）	22	
	収用等の場合等の連結所得の特別控除額（(別表十の二(二)「22」＋「35」＋「38」＋「41」＋「44」）又は別表十の二(二)「51」）	23	
	肉用牛の売却に係る連結所得の特別控除額（別表三の二付表三「27」の合計額）	24	
	連結超過利子額の損金算入額（別表十七の二(三)「10」）	25	
	課税対象金額等の益金算入額（別表三の二付表三「29」の合計額）	26	
	連結所得等の金額 (9)－(10)＋(11)＋(12)＋(13)＋(14)＋(15)＋(16)－(17)＋(18)＋(19)－(20)＋(21)＋(22)＋(23)＋(24)＋(25)－(26)	27	
	所得基準額 (27)×40％	28	
連結留保控除額（(7)、(8)又は(28)のいずれか多い金額）		29	

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）